

自治公民館ミニバレーボール大会を開催しました

6月26日(日)に自治公民館ミニバレーボール大会を開催しました。30チーム、168名の参加があり、各コートでの戦いを制したのは、以下のチームです。おめでとうございます。

部門	コート名	優勝	準優勝
第1部 49歳 以下	1コート	切通官舎	越馬場B
	2コート	新町B	下三納代
	3コート	越馬場A	平田A
	4コート	八幡	岩脇
第2部 50歳 以上	7コート	新町	鬼付女
	8コート	一丁田	新馬場
	9コート	西五反田	今別府B



問合せ：生涯学習課
(担当) 老岐晃也 い き こう や ☎33-1022

国民健康保険被保険者証が更新されます

国民健康保険の保険証(被保険者証)は、7月31日(日)で期限切れとなります。8月1日(月)以降は、新しい保険証でないと医療機関で受診できません。

新しい保険証は、7月中に各世帯へ郵送いたします。ただし、国民健康保険税の未納がある場合は、発送を見合わせる場合がありますので、納税確認をお願いします。

問合せ：いきいき健康課
(担当) 池田美季 い け だ み き ☎33-6026

8月2日まで 年金生活者等支援臨時福祉給付金の給付

低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金(1人につき3万円)の申請(請求)期限は、平成28年8月2日(火)です。まだ申請をされていない方は、早急に手続きをお願いします。

○給付対象者は、次の①～③を全て満たす方

- ①基準日(平成27年1月1日)に住居票が新富町にある方
- ②平成27年度の市町村民税(均等割)が課税されていない方
- ③平成28年度中に65歳以上になる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)

ご注意! 本人が市町村民税(均等割)非課税であっても、課税されている方に扶養されている場合や生活保護制度の被保護者などは対象外です。

○申請手続き

年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)申請書(請求書)に本人確認書類及び指定口座確認書類を添付して新富町役場 福祉課へご請求ください。

本人確認書類 → 運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、旅券(パスポート)などの写し
指定口座確認書類 → 金融機関名・口座番号・口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写し

※平成27年度臨時福祉給付金受給者で受取口座の変更がない方は、本人確認書類及び指定口座確認書類の提出は必要ありません。

問合せ：福祉課
(担当) 井上透 い の う え と お る ☎33-6382

後期高齢者医療被保険者証が更新されます

平成28年8月1日から後期高齢者医療の被保険者証（保険証）が切り替わります。

- 新しい被保険者証（以下、新被保険者証）は、水色となります。
- 新被保険者証の有効期限は、平成29年7月31日です。
- 新被保険者証は、7月下旬までにご本人あてに郵送します。
- 新被保険者証が届きましたら、住所・氏名・生年月日をご確認ください。※被保険者証は、なくさないよう大切に保管してください。

問合せ：いきいき健康課
(担当) しいば ゆみ 椎葉由美 ☎33-6026

重度障がい者（児）医療費受給資格者証の更新手続き

現在、重度障がい者（児）医療費受給資格者証をお持ちの方は、7月31日（日）で有効期限切れとなります。役場福祉課（社会福祉9番窓口）にて更新手続きを行ってください。

なお、現在、所得超過のため受給停止とされている方も届出をお願いします。

問合せ：福祉課
(担当) みやざき ちえみ 宮崎智恵美 ☎33-6026

○受付期間 7月22日（金）～8月31日（水）午前9時～正午および午後1時～午後5時

○お持ちいただくもの

- ①身体障害者手帳または療育手帳（両方お持ちの方は両方とも）
 - ②健康保険証（平成28年8月1日以降に使用できるもの）
 - ③旧受給資格者証
 - ④印鑑（スタンプ式印鑑不可）
 - ⑤平成28年1月1日現在で新富町に住所のなかった方（生計を維持する方を含む）は旧住所地の所得・扶養証明書
 - ⑥個人番号（マイナンバー）がわかるもの
- ◎次の受給資格に該当し、まだ申請されていない方も、福祉課で申請手続きを行ってください。
- ・身体障害者手帳1級または2級の方 ・療育手帳Aの方
 - ・身体障害者手帳3級と療育手帳B1を両方お持ちの方



宮崎県東児湯消防組合 消防職員採用試験

○採用予定人員 消防吏員 若干名

○試験日時 9月18日（日）午前7時30分受付開始

○試験会場 宮崎県立高鍋高等学校

○受験資格

- ①平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者。ただし、救急救命士の資格を有する者については、平成元年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者。
- ②平成28年4月1日現在、東児湯消防組合の管轄内（西米良村を除く児湯郡）に現住所を有し（就学、就職等のため、管轄内に住所を有する保護者又は保護者であった者の元から転出している者を含む）、採用後は管轄内に居を構えて勤務することができる者。

○受験手続き 受験申込用紙は、消防本部、消防署本署、各分遣所及び役場総務財政課で交付

○受付期間 7月19日（火）～8月5日（金）※平日の午前8時15分から午後5時まで
※郵送の場合は、8月5日消印有効

◎問合せ：東児湯消防組合消防本部総務課 ☎22-1361



熊本地震ボランティアのための高速道路料金無料措置期間延長

平成28年熊本地震に伴い、ボランティア活動で熊本県内市町村に向かう車両の高速道路料金無料措置の期間が、11月30日（水）までに延長されました。詳細は、「平成28年5月25日発行お知らせ版（NO.2）」または、熊本県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

問合せ：総務財政課
(担当) なかはら ながとも 中原・長友 ☎33-6011